

## 第 3 次

# 隠岐の島町生涯スポーツ推進計画

(素案)

令和 8 年 月策定

隠岐の島町教育委員会

# 目 次

## 第Ⅰ章 第3次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画の基本的事項

1. 計画の策定にあたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第Ⅱ章 推進計画の基本理念、目標

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

## 第Ⅲ章 基本方針の現状と課題及び具体的施策

### 基本方針1

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備・・・・・・・・・・・・・7

### 基本方針2

世代を問わず誰もがスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの推進・・・・・・10

### 基本方針3

スポーツでつなぐ地域の輪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

## 第Ⅳ章 第3次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画体系図

1. 第3次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

## 第 I 章 第 3 次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画の基本的事項

### 1. 計画の策定にあたり

本町では、厳しい財政状況や人口の自然減少による少子高齢化、過疎化など様々な課題を抱えています。スポーツを取り巻く現状についても、学校体育の現場では、児童・生徒数の減少による運動部活動の存続問題や部活動の適切な指導ができる指導者の不足などが課題となっています。

国においては、令和 4 年（2022）3 月に、新たな 3 つの視点『①スポーツを「つくる／はくぐむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる』を掲げた「第 3 期スポーツ基本計画」が策定されました。

島根県においても、令和 7 年 3 月に「第 3 期島根県スポーツ推進計画」が策定され、現在、第 2 期スポーツ推進計画の内容を踏襲した上で、スポーツの推進に取り組んでいます。

そうした中、本町においても、「隠岐の島町生涯スポーツ推進計画（計画期間：令和 3 年～令和 7 年）」を策定し、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」を基本目標に生涯スポーツの推進に努めてきました。

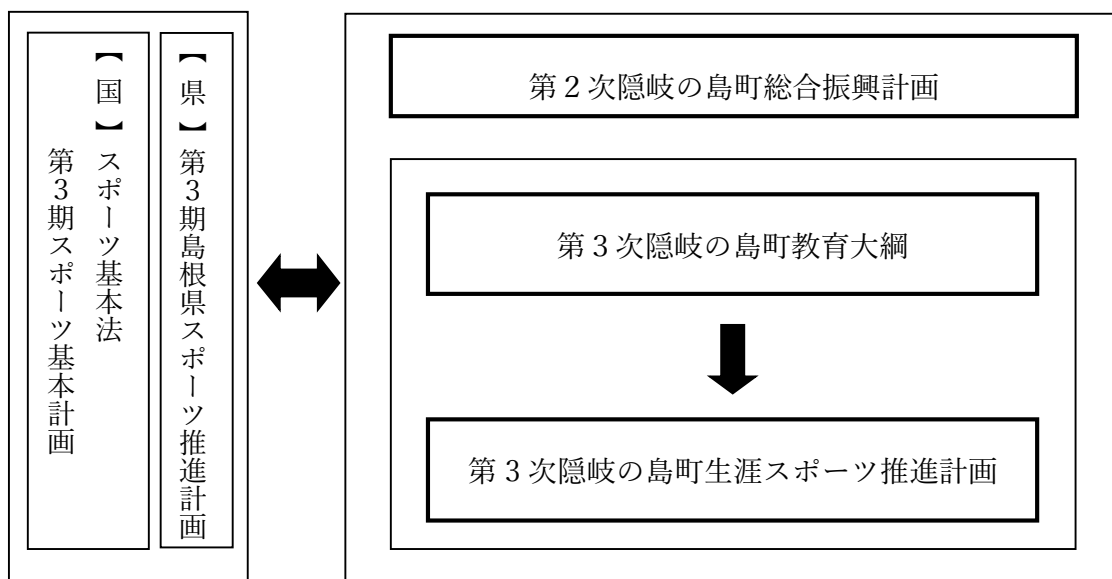
しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、日常生活は一変し、スポーツを含め、様々なことが制限されたことにより、運動やスポーツを楽しむ機会も減少しました。また、近年は、少子高齢化、情報通信技術の発展や町民のライフスタイル、価値観の多様化など、様々な社会情勢の変化が急速に進むとともに、スポーツを取り巻く環境も大きく変化しています。

このような状況の中、第 2 次計画の計画期間が満了することに伴い、更なるスポーツ振興を目指しつつ、令和 12 年（2030）に、島根県で開催される「第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会」に向けた取組や、国が進める学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する見直しの動きなど、第 2 次計画期間中における社会情勢等の変化を踏まえ、町民のニーズに的確に対応していくため、「第 3 次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「スポーツの推進に関する計画」として、また、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の教育分野を具体化した「第3次隠岐の島町教育大綱」の生涯スポーツの推進に係る計画と位置づけます。

また、国の「第3期スポーツ基本計画」と県の「第3期島根県スポーツ推進計画」を参酌するとともに、隠岐の島町の各種計画と整合性を図りながら進めます。



## 国が示す『中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」』

第2期計画において掲げた、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創るという4つの中長期的な基本計画を今後も踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえ、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すには、以下の3つの新たな視点が必要となる。

### ①「つくる／はぐくむ」

#### ◆多様な主体が参加できるスポーツの機会創出

- 性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体それぞれがスポーツに参画できる環境の構築等
- 教員も含めた指導者の養成や、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実
- 子供たちが参加する大会の在り方の不断の見直し など

#### ◆自主性・自律性を促せるような指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成

- 公認スポーツ指導者制度（（公財）日本スポーツ協会）等の指導者講習や資格取得の充実を支援
- 暴力・不適切指導の根絶 など

#### ◆スポーツ界における DX の導入

- VR・AR や先進的なデジタル技術等を活用した、新たなスポーツ実施機会の創出、選手強化活動における分析や支援 など

### ②「あつまり、ともに、つながる」

#### ◆スポーツを通じた共生社会の実現

- 施設の整備やプログラムの提供、啓発活動等を通じて、様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境を構築 など

#### ◆スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化

- スポーツ団体のガバナンス・経営力強化を図るための経営人材の育成やネットワークの構築
- 国、地方公共団体の様々な部局、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の取組の一体的な連携 など

#### ◆スポーツを通じた国際交流

- スポーツ分野の政府間国際協力の推進、国際スポーツ界への意思決定の参画、日本のスポーツの魅力発信 など

### ③「誰もがアクセスできる」

#### ◆ 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

○総合型地域スポーツクラブの体制強化・役割の拡大等を通じた地域スポーツ環境の構築

○オープンスペース等のスポーツができる場の創出、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進 など

#### ◆アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実

○オリンピック・パラリンピック競技ともに、アスリートの発掘・育成・強化までを一貫して行う NF におけるパスウェイの構築の支援

○全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、関係機関の連携強化や人材育成等の促進 など

#### ◆本人が望まない理由でスポーツを途中であきらめることがないような継続的なアクセスの確保

○本人の希望によらず、けが・障害や不適切な指導などの理由でスポーツの機会を失うことがないよう、スポーツ実施者の安全・安心を確保 など

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 か年とします。なお、計画期間中において社会・経済情勢等の大きな変化や国・島根県における制度の大幅な改正などが生じた場合は、必要に応じて計画の内容を見直していきます。

## 第Ⅱ章 推進計画の基本理念、基本目標

### 1. 基本理念

スポーツは、遊びとしての価値を基本的に有しています。また、そこから派生する教育的価値などを内包し、その文化的、社会的価値は、より質の高いライフスタイルを構築するとともに現代社会における様々な課題に対しても、その解決に何らかの波及効果をもたらすことも認められています。これからは、全てのスポーツを生涯スポーツとして、種目で区別するのではなく、自分自身のライフスタイルの中で、どのように関わり、継続していくかが重要となります。

基本目標と3本の柱からなる基本方針を定め、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

### 2. 基本目標

本町では、人間形成に大きく貢献する生涯スポーツを、老若男女、障がいの有無に関係なく、だれもが、いつでも、自分の好むスタイルでスポーツに関わることができ、気軽にスポーツと接することができる環境を作り上げることが重要です。

このことから、本計画においても第2次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画で掲げた基本目標を引き継ぎ、地域全体が健康で明るく、活力ある社会の実現を目指していきます。

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、

スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」

### 3. 基本方針

この推進計画は、基本理念に基づき、基本目標を「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」とし、その実現に向けて次の3つの方針を掲げ取り組みます。

#### 方針1 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

スポーツの楽しみ方、関わり方、健康増進への効果などを様々な形で伝え、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やしていきます。

そのためにも、各地区に設置されている学校体育施設や町立体育施設など、これらの既存施設を住民のニーズに応えながら、『だれもが』主体的に活用できるよう取り組みます。

また、隠岐の島町総合体育館・隠岐の島町総合グラウンドをスポーツの拠点施設として、『だれもが、いつでも』気軽に利用できる施設として環境整備を行います。また、管理体制の整備を図りながら、地域クラブの育成支援はもちろんのこと、2030年開催の「島根かみあり国スポ全スポ2030」での活用を見越した施設整備を行うことで、将来、スポーツセンターとしての役割も担えるよう、組織体制の整備に取り組みます。

## 方針2 世代を問わず誰もがスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの推進

スポーツ活動は、子どもから高齢者までそれぞれの世代をつなぐツールの一つです。障がいの有無や性別、年齢、国籍を問わず、誰もが参加して一緒になって汗をかきながら楽しみ、時間を共有できるのが、スポーツ・レクリエーションの良さです。

生涯スポーツを推進するにあたり、幼年期～高齢期のライフステージに応じた適切な支援を行う必要があります。ライフステージに合わせたスポーツ活動を推進していくことで、町民のスポーツ活動への参画率を高め、町民の『だれもが』、それぞれの年齢や体力、興味・目的に応じて、『どこでも、いつまでも』スポーツに親しむことができるよう支援します。

## 方針3 スポーツでつなぐ地域の輪

スポーツを楽しむ環境は、施設の整備だけでなく、地域で作っていく必要があります。地域の大人と子どもが一緒になり、運動をするきっかけを作っていかなければなりません。

そのためにも、地域でスポーツの普及・振興を担うスポーツ少年団、スポーツ推進委員などの活動を支援するとともに、地域に密着したスポーツチーム、地区体育協会等と協力し、スポーツを楽しむ環境を充実させていきます。

また、中学校時の部活動においても令和5(2023)年度以降、「学校部活動」から「地域部活動」への地域展開が進められてきています。国や県の動向に柔軟に対応できるよう、本町としての現状と特性を十分に把握し、子どもたちの競技力向上のため、不便さや不平等が生じないように取り組みます。



### 第Ⅲ章 基本方針の現状と課題及び具体的施策

#### 基本方針 1 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

##### 【現状と課題】

これまでのスポーツ活動は、体育協会や各スポーツ団体等の限られた条件のなかで活動が行われてきました。これからは、『だれもが』気軽に『いつでも、どこでも』参加できる地域活動になるよう、「機会」と「場」の提供はもちろんのこと、参加を促進する環境と体制づくりが重要な課題です。

しかし、住民の多くは、自らの健康保持のために睡眠、食事、栄養、休養等の生活習慣に留意する一方で、体力の低下や運動不足を自覚しながらも実際には運動への取組は少ない傾向にあります。特に働き盛りの世代では、運動する機会が減少傾向にあるため、今後は、さらに住民の『だれもが、いつでも、どこでも』容易に参加できる機会の創出、スポーツ施設の環境整備と機能の充実などを図る必要があります。

また、『いつまでも』スポーツを行うために、ウォーキング、ラジオ体操等の「運動」に取り組める環境整備も必要となります。

##### 総合体育館各種教室参加者数

(令和6年度：年間参加者数)

|     | 種 目       | 参加者数  |
|-----|-----------|-------|
| 月曜日 | スポンジテニス   | 367 人 |
| 火曜日 | バドミントン（昼） | 337 人 |
|     | 卓球教室      | 653 人 |
| 水曜日 | バドミントン（夜） | 511 人 |
|     | Jr.レスリング  | 270 人 |
|     | 親子教室      | 38 人  |
| 木曜日 | ラージボール    | 192 人 |
|     | 卓球教室      | 597 人 |
| 金曜日 | 健康体操教室    | 444 人 |
|     | ソフトバレー（昼） | 490 人 |
|     | ソフトバレー（夜） | 297 人 |

※各種教室の指導者は、地域住民が担っており、相互にスポーツ振興が図られている状況です。

## 【具体的施策】

### ○体育館及び運動場等の施設整備

本町には総合体育館、町民体育館（岬町民体育館、今津町民体育館、五箇町民体育館、布施町民体育館）、町民運動場（五箇町民運動場、都万町民運動場、布施町民運動場）、屋内温水プール、武道館、学校体育施設（体育館開放 10 箇所、運動場 10 箇所）が整備されています。各施設の利用団体（競技種目、年齢層）のニーズを的確にとらえ、スポーツの拠点となる施設整備を十分に行い、住民が主体的に利用しやすい環境整備に努めます。

例）施設修繕、大規模改修、器具更新

### ○住民が運動できる機会の創出

町や総合体育館が主となり、住民が気軽に参加ができるスポーツイベント・健康教室を開催するとともに、各種スポーツ大会の支援を行います。

例）体育館主催大会、各教室（スポンジテニス、卓球、ウォーキング等）

### ○スポーツ団体への支援

各種目の参加者を減らさないために、快適な運動環境の整備とともに、新規参加者募集の支援が必要となります。そのためにも、町広報媒体等を用いて地域スポーツクラブの活動などを町内外へ向け、発信していくよう取り組みます。

また、全世代が気軽に参加しやすいスポーツ活動が少ないため、軽スポーツ（ボッチャ、モルック等）の普及とあわせ新たな種目・団体を増やすための支援が必要となります。

例）軽スポーツの普及活動、スポーツ団体の広報活動支援、町広報媒体での PR

参考資料 1

| 競技種目       | 参加者数  | 競技種目    | 参加者数    |
|------------|-------|---------|---------|
| 野球         | 176 人 | カローリング  | 6 人     |
| バレーボール     | 131 人 | 太極拳     | 2 人     |
| ソフトバレー     | 95 人  | ヨガ      | 20 人    |
| ミニバスケットボール | 116 人 | 社交ダンス   | 13 人    |
| バスケットボール   | 51 人  | フォークダンス | 25 人    |
| サッカー       | 45 人  | レスリング   | 7 人     |
| 卓球         | 83 人  | 剣道      | 30 人    |
| バドミントン     | 53 人  | 柔道      | 57 人    |
| ラージボール     | 29 人  | 相撲      | 65 人    |
| スポンジテニス    | 71 人  | 水泳      | 472 人   |
| 硬式テニス      | 8 人   | フットサル   | 16 人    |
| 民謡         | 7 人   |         |         |
| 合計         |       |         | 1,578 人 |

※本町体育施設利用団体にアンケートを実施した結果です。(令和 7 年度 10 月現在)

数値目標 (延べ人数)

|                                      | 令和 6 年度<br>(実績)                   | 令和 12 年度<br>(目標値)                 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 町民体育館 (4 館) 及び<br>町民運動場 (3 会場) の利用者数 | 体育館 : 8,347 人<br>運動場 : 5,049 人    | 体育館 : 8,500 人<br>運動場 : 5,300 人    |
| 総合体育館の教室参加者数                         | 4,196 人                           | 4,500 人                           |
| 総合体育館利用者数及び<br>総合グラウンド利用者数           | 体育館 : 30,028 人<br>グラウンド : 6,943 人 | 体育館 : 30,200 人<br>グラウンド : 7,200 人 |

※目標の設定根拠

町民体育館、町民運動場の利用者数は減少傾向にありますが、総合体育館、総合グラウンドの利用者数は増加傾向にあります。そのため、現状維持、または更なる利用者数の増加を目指し、各数値 200 人前後の増加を目標とします。

## 数値目標

(現状：令和 7 年度アンケート調査)

|      | 令和 7 年度<br>(実績) | 令和 12 年度<br>(目標値) |
|------|-----------------|-------------------|
| 参加種目 | 24 種目           | 25 種目             |
| 参加者数 | 1,578 人         | 1,700 人           |

## ※目標値の設定根拠

軽スポーツ等の更なる普及を図り、参加種目を増やすことを目標とするため増とします。また、参加者数については、高齢者および働き盛り世代（特に 40 代）の増を目指し、1,700 人とします。

## 基本方針 2 世代を問わず誰もがスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの推進

### 【現状と課題】

生活様式の変化により、ゲームやスマートフォンの利用時間が増加傾向にあり、子どもだけでなく、広い世代で運動・スポーツに親しむ機会が減少しています。

全世代がスポーツを楽しむことができる生涯スポーツを推進するにあたり、幼年期～高齢期のライフステージに応じた適切な支援をしていく必要があります。

幼児期における運動は、多様な動きを身に付けるだけでなく、心の健康や協調性などを育むなど、豊かな人生を送るための基盤をつくる役割を担っています。このような役割をもつ幼児体育を普及させていく必要があります。

健康で活力に満ちた長寿社会を目指すにあたり、働き盛り世代の「スポーツ」および「運動」機会の創出は重要です。保健福祉課が実施した健康行動調査によると、週 2 回以上運動する人の割合は、令和元年度の調査と比較すると、下表のとおり改善傾向にはありますが、40 代の働き盛り世代では減少しています。働き盛り世代に運動を習慣づけるためには、まずは運動を体験させる機会づくり、場所づくり、環境づくりが必要となります。

また、本町は 65 歳以上の人口比率が 41.8%（令和 7 年 6 月 1 日現在）であり、高齢化が進む地域です。高齢者が日常生活の中に自分に合ったスポーツ活動を取り入れ、心身ともに健康で充実した生活を送ることが必要です。

スポーツ基本法において、「スポーツは障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ推進させなければならない。」とされています。

本町の障がい者スポーツの現状として、以前は各地区スポーツ大会等に参加していましたが、近年では、各地域で少子高齢化の影響を受け、地域活動やスポーツイベントが

減少したことにより、スポーツを楽しむ機会が減少しました。

運動・スポーツに取り組んでいない障がいのある方にスポーツに触れる機会を提供するため、地域全体が障がい者スポーツの理解を深め、気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備していくことが重要です。

表：週2回以上運動をする人の割合

| 年代  | 平成26年度 | 令和元年度 | 令和6年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 20代 | 46.4%  | 38.8% | 43.5% |
| 30代 | 27.2%  | 23.7% | 28.6% |
| 40代 | 35.2%  | 25.0% | 21.4% |
| 50代 | 29.6%  | 29.2% | 37.8% |
| 60代 | 49.7%  | 41.4% | 45.1% |
| 70代 | 72.1%  | 58.7% | 56.9% |

(令和6年度 隠岐の島町健康行動調査)

### 【具体的施策】

#### ○幼児期に体を動かす楽しさが実感できる環境づくり

幼児期は、6歳までに大人の約8割程度まで神経機能が発達すると言われており、運動能力が顕著に向上する時期であり、幼児期にいかに運動習慣を身に付けていくかが、学童期以降の運動能力の向上に大きく影響していると考えられています。

そのため、幼児期から遊びながら体を動かし、運動習慣を身に付けていくことで、子どもたちが健やかな体を育ていけるよう取り組んでいきます。また、幼児期の運動遊びの必要性やノウハウを学ぶ機会として、「アクティブ・チャイルド・プログラム<sup>\*</sup>」を活用し、町内保育施設、各小学校などと連携し、子どもたちが楽しく体を動かす習慣作りを目指し取り組みます。

また、保育及び幼児体育に関わる人たちの学習・研修の場を創出し、知識・経験の向上を目指すとともに、子育て世代の保護者が意見交換できる環境づくりにも取り組んでいきます。

例) 幼児体育研修会、幼児体育指導者育成

#### ○健康増進事業（運動機会の創出）実施機関との連携

「隠岐の島町健康増進実施計画」に基づき、事業を実施している保健福祉課では、成

---

<sup>\*</sup>「アクティブ・チャイルド・プログラム」：子どもたちが楽しみながら積極的に体を動かせるプログラムのこと。

参照：JSPO [https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/acp/minna\\_acp\\_summary.html](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/acp/minna_acp_summary.html)

人期（18 歳～64 歳）及び高齢期（65 歳以上）の、「週 2 回以上運動を実施している人を増やす」を目標に「健康教室」「ウォーキング教室」等の事業を行っています。

特に働き盛り世代の運動機会を増やすためにも、保健師による健康指導などを通じ、健康意識の向上を図る取組を行います。また、事業所と連携し、スポーツイベントへの参加を推進していきます。

社会体育における各種スポーツ大会、スポーツ団体との情報を共有し、相互の連携を強化し、成人期以降の運動機会を増やすことに取り組みます。

例) 各種大会・教室の連携、健康指導

### ○障がい者スポーツの推進

障がいのある方がスポーツに関心を持ち、自らの障がいの種類や程度に応じて、様々なスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ関係団体や養護学校等と連携し、障がい者スポーツの普及・啓発に努めていきます。

また、スポーツ推進委員等を中心に、誰もができる軽スポーツを地域全体に普及し、地域で軽スポーツを行う機会を増やすことで、障がいのある方が地域に気軽に出かけ、交流することができる場所の整備に努めていきます。

例) 軽スポーツ教室の実施、隠岐養護学校と通所施設の交流、障がい者スポーツの周知

### 数値目標

|                 | 年齢層   | 令和 6 年度<br>(実績) | 令和 12 年度<br>(目標値) |
|-----------------|-------|-----------------|-------------------|
| 幼児体育研修の実施       |       | 1 回実施           | 年 2 回実施           |
| 週 2 回以上運動する人の割合 | 20 歳代 | 43.5%           | 45.0%             |
|                 | 30 歳代 | 28.6%           | 30.0%             |
|                 | 40 歳代 | 21.4%           | 25.0%             |
|                 | 50 歳代 | 37.8%           | 40.0%             |
|                 | 60 歳代 | 45.1%           | 48.0%             |
|                 | 70 歳代 | 56.9%           | 60.0%             |

### ※目標値の設定根拠

健康増進実施計画では週 2 回以上運動する人を増やすとしており、具体的な目標値は掲げていませんが、本計画では 3～4%の増加を目標とします。

## **基本方針 3**    **スポーツでつなぐ地域の輪**

### **【現状と課題】**

本町にも地域を拠点に生涯スポーツの推進役として活躍するスポーツ少年団や各地区体育協会があります。また、町から委嘱されているスポーツ推進委員は、地域住民と行政の調整役・地域のスポーツ活動の推進役として、子どもから高齢者を対象としたイベントの運営に参画しています。

しかし、スポーツ少年団数やスポーツ推進委員数は、子どもの減少や高齢化等により減少しています。そのため、それぞれの団体等が、会員や参加者を増やして、スポーツを楽しむ環境を途絶えさせないよう隠岐の島町体育協会や各公民館と連携していく必要があります。

また、中学生の部活動においても、地域展開（地域移行）が進められており、さらに学校・地域・家庭の連携が重要となっています。「地域の子どもたちは、地域で育てる」という意識のもと、行政、学校、地域スポーツクラブが一緒になって知恵を出し合い、子どもたちがスポーツ活動を継続して楽しむことができる環境を整えていく必要があります。

その他にも、本町の優れた素質を有する競技者に対し、専門的な知識・経験が指導者に不足していることや、一貫した強化体制の環境が整っていない現状があります。個人の特性や各年齢期における発達の段階に応じた指導を行い、競技者が安心して競技に専念できる環境の整備を総合的に推進していく必要があります。

### **【具体的施策】**

#### **○小・中学校スポーツ活動の支援**

学校や地域で活躍する小・中学生が質の高いスポーツ活動を展開できるよう、学校と地域スポーツクラブ、小・中学校体育連盟等と十分な連携を図ります。

また、全国的に進められている「学校部活動」から「地域部活動」への変革に柔軟に対応できるよう、本町では令和7年度に部活動地域移行検討委員会を立ち上げ、今後の方針について検討していきます。

各種スポーツ団体の競技力向上のため、小・中学生が島外の子どもたちと、同じようにスポーツ活動が行えるよう、各種大会及び練習試合等を含めた島外遠征の際、遠征費負担によってスポーツ活動に制限がかかることを防ぐための支援を行います。

例) 部活動地域移行検討委員会、がんばれ島のキッズ島外遠征事業補助金

#### **○地域スポーツクラブと競技団体との連携**

優秀選手の発掘や発育・発達に応じた適切なトレーニングの確立のために、競技団体関係者と連携し、スポーツに関わる指導者及び保護者の研修会や講習会等を開催し、資

質向上を図ります。

例) 指導者講習会

#### ○トップアスリート交流事業の推進

トップアスリートと交流することで、選手及びスポーツ指導者の技術が向上するほか、スポーツに対する意識の高揚や、子どもたちが夢を抱くきっかけとなります。トップアスリートを招致し、スポーツ教室を開催するほか、スポーツ団体とつながりのある企業を活用し、アスリートとの交流の機会を提供します。

例) つな GO 隠岐の島、山陰パナソニック株式会社との連携事業

#### ○全国大会、国民スポーツ大会等に出場する選手の支援

各競技スポーツにおいて、競技者の競技力向上に伴い、県予選を勝ち抜き全国大会、国民スポーツ大会等に出場する選手がいます。全国大会等に出場する選手や、指導者および引率者の経費負担の軽減を図るための支援を行います。

例) 全国大会等出場支援補助金、隠岐の島町体育協会国民スポーツ大会出場激励金

#### ○地域の特性を生かしたスポーツの推進

各地区でその特性に合わせたスポーツイベントが開催されています。これらのスポーツイベントに対して、必要に応じて後援や広報等の支援を行い、地域活性化につながるよう取り組みます。

例) 地区体育協会主催のイベント、町体育協会への支援

#### 数値目標

|                   | 令和 6 年度<br>(実績) | 令和 12 年度<br>(目標値) |
|-------------------|-----------------|-------------------|
| 小学生のスポーツチーム等への加入数 | 23 団体           | 23 団体             |
| 指導者研修会等の実施回数      | 2 回             | 2 回               |
| トップアスリートスポーツ教室開催数 | 1 回             | 3 回               |

※小学生のスポーツチーム等加入数については、令和 7 年度アンケート参照。

#### ※目標値の設定根拠

現状の活動を維持したうえで、令和 7 年に新たに協定を締結した山陰パナソニック株式会社と連携し、指導者研修や、トップアスリートスポーツ教室を開催します。



## 第3次隠岐の島町生涯スポーツ推進計画体系図

### 基本目標

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、  
スポーツに親しめる健康的な日常をつくろう」

- 方針1 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 方針2 世代を問わず誰もがスポーツを楽しむことができる生涯スポーツの推進
- 方針3 スポーツでつなぐ地域の輪



### 取り組み

### 関係機関

住民、体育協会、スポーツ推進委員、保育所、小学校、中学校、高校  
役場（保健福祉課）、各スポーツ団体、各連盟、各企業  
各医療機関、各福祉施設、教育委員会



### 進捗状況の把握、提言

### 隠岐の島町スポーツ推進審議会

1. 推進計画の進捗状況の把握
2. スポーツ推進に関する提言

進捗状況を把握して、目的達成に向け提言を行う。